

市町村選挙が 統一地方選挙から 逸脱した時期と理由(1)



福元 健太郎 植木 太
(学習院大学法学部教授) (元学習院大学大学院生)

はじめに

4年に一度行われている統一地方選挙(以下「統一選」)では、多くの市区町村(以下「自治体」)の選挙が同日に行われている¹。これは裏を返せば、統一選を行っていない自治体が相当数あるということでもある。実は1947年4月に執行された最初の統一選には、全自治体が加わっていた。しかしその後、統一選に乗らない自治体が増えていった。本稿は、2003年4月27日(以下「統一選期日」)の統一選に焦点を当て、その日に首長あるいは議会の選挙を執行しなかった自治体は、いつから何故統一選から逸脱したかを報告する。簡単に結論を先取りすれば、1950年代半ばの昭和の大合併で逸脱したものが最も多く、その他の逸脱もほとんどは、数十年前の、現在とはほとんど無縁の要因(退職・死去(首長)、解散・総辞職(議会)など)によるものであった。

このような研究を行った背景には、筆者の1人(福元)が取り組んでいる一連の研究プロジェクトがあるので、その1つを紹介しよう²。統一選期日に選挙を執行した自治体(以下「統一自治体」)は、そうでない自治体(以下「非統一自治体」)よりも、2週間前の4月13日に執行された都道府県議会の統一選の投票率が高い³。ここでもし、前述した「結論」から各自治体

が統一自治体になるか非統一自治体になるかは無作為に決められていると見なせるとすれば、統一選の有無(及びその影響を受けるもの)を除いて、政治的なものは言うに及ばず経済・社会的な全ての背景要因は、統一自治体と非統一自治体の間で同じ分布になるはずである(実際ほとんど同じであることを確認した)。従って、県議選の投票率が統一自治体と非統一自治体の間で違う理由は、統一選の有無しかあり得ない。すなわち、自治体の統一選に立候補する予定の者は、その直前にある県議選で自らの選挙運動を事実上展開し、支持者を動員していることが窺われるのである。

政治学ひいては社会科学全般で、理科の実験のように何らかの処置(例えば薬)を本当に無作為割り当てすることは難しいが、既に社会で起きた処置(ここでは統一選)をあたかも無作為割り当てされたかのように見なすことができる場合は自然実験と呼ばれ、研究対象となる「被説明変数」(ここでは県議選の投票率)に対するその処置の因果的効果は、処置を割り当てられたグループと割り当てられていないグループの被説明変数の差によって、バイアスなしで推定できる⁴。それ故「統一選の有無は、あたかも無作為割り当てされたかのように見なせる」ことを示すのは、統一選を処置として利用する自然実験プロジェクトに

にとって必要不可欠なのである⁵。これが本稿執筆の動機である。

以下、本稿は次のように叙述を進める。まず調査対象とする逸脱選挙と自治体を確定する。次に首長と議会に分けて、各自治体の選挙が統一選から逸脱する理由と時期を説明する。最後に結論を述べた後、付録で調査方法と主たる参照資料を紹介する。なお本研究で作成したデータ・ファイルと、本稿の分析を再現するコードは、筆者の1人(福元)のウェブサイト⁶で公開する。

1 調査対象

(1) 逸脱選挙

まず統一選がどのような法制度によって行われているのか、2003年を例として説明する(何故2003年の統一選に着目するかは後述する)。本来、首長や議会の任期満了に因る選挙は、その30日前までに行えばよい(公職選挙法(以下「公選法」)33条1項)。しかし「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」(平成14年法律150号、以下「特例法」)により、首長や議会の任期が3月31日から5月31日まで(以下「必須統一対象期間」)に満了する自治体は、その選挙を原則として統一選期日に行わねばならない(1条1項)⁷。また3月1日から3月

30日まで(以下「任意統一対象期間」)に満了するなら、その選挙を2月かまたは統一選期日に行わねばならない(同項)⁸。他方で6月上旬(これも「任意統一対象期間」に含める)に任期が満了する場合は、統一選期日にしてもよいし、しなくてもよい(1条2項)⁹。以上まとめれば、3月1日から6月10日までの期間(以下「統一対象期間」)に任期が満了する場合は、統一選期日に選挙が行われる(ことがある)¹⁰。逆に、統一対象期間のうち3月1日から5月1日までは、原則として統一選期日以外に選挙はない¹¹。

ほぼ同じ法制度の統一選がそれまでも4年毎に行われてきた。そこで2003年以外の統一選についても、統一選を規定する法律を「特例法」、統一選を執行する選挙期日を「統一選期日」、そこに任期満了日が来れば原則として統一選となる期間を「必須統一対象期間」、そこに任期満了日が来れば統一選となり得る期間を「任意統一対象期間」、両者合わせた期間を「統一対象期間」、とそれぞれ呼ぶことにする(表1に、統一選の年ごとの統一選期日、必須・任意統一対象期間、特例法をまとめた¹²)。統一選を行う理由としてよく挙げられるのは、「住民の地方選挙に対する関心が高まり、自治意識の向上が図られる」つまり投

表1 統一地方選挙の日程の変遷

	統一選期日		統一対象期間				特例法	
	都道府県・政令指定都市 *1	市区町村 *2	任意統一対象期間 開始	任意統一対象期間 終了	必須統一対象期間 開始	必須統一対象期間 終了		任意統一対象期間 開始
1951年	4月30日(月)	4月23日(月)			2月1日	4月30日		昭和26年法律第2号
1955年	4月23日(土)	4月30日(土)			1月25日	5月20日		昭和30年法律第2号
1959年	4月23日(木)	4月30日(木)			4月1日	5月31日		昭和33年法律第188号
1963年	4月17日(水)	4月30日(火)	3月1日	3月30日	3月31日	同上		昭和37年法律第163号
1967年	4月15日(土)	4月28日(金)	同上	同上	同上	同上		昭和41年法律第146号
1971年	4月11日(日)	4月25日(日)	同上	同上	同上	同上		昭和45年法律第128号
1975年	4月13日(日)	4月27日(日)	同上	同上	同上	同上		昭和49年法律第111号
1979年	4月8日(日)	4月22日(日)	同上	同上	同上	同上		昭和53年法律第100号
1983年	4月10日(日)	4月24日(日)	同上	同上	同上	同上		昭和57年法律第94号
1987年	4月12日(日)	4月26日(日)	同上	同上	同上	同上		昭和61年法律第99号
1991年	4月7日(日)	4月21日(日)	同上	同上	同上	同上		平成2年法律第76号
1995年	4月9日(日)	4月23日(日)	同上	同上	同上	同上		平成6年法律第103号
1999年	4月11日(日)	4月25日(日)	同上	同上	同上	同上	6月1日	6月10日 平成10年法律第67号
2003年	4月13日(日)	4月27日(日)	同上	同上	同上	同上	同上	同上 平成14年法律第150号

*1 政令指定都市は1955年以降で、1951年は5大市。1967、1971年は特別区議会を含む。

*2 5大市(1951年)及び政令指定都市(1955年以降)を除く。1967、1971年は特別区議会を除く。1955~1971年は特別区長を除く。

票率が上がる（と思われている）ことと、「選挙の円滑な執行と執行経費の節減が期せられる」ことである¹³。

統一選の起源は1947年まで遡ることができる。戦後、大部分の自治体において、議員の任期は1946年9月20日に終了することとなっていた。さらに1946年の市制・町村制の改正で、この任期終了後も、初めて行われる議員選挙までは、なおその職にあるものとされた。当初1946年10月中旬から11月上旬に地方議会議員の総選挙が予定されていたが、連合軍総司令部から地方政界に対する追放令の計画が示唆され、さらに1947年1月4日に自治体の首長に対する追放令が発せられたため、その実施がのびのびとなった¹⁴。結局、「都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律」（昭和22年法律15号）に基づき、日本国政府の施政下にある全自治体において、1947年4月5日に首長の選挙、30日に議会の選挙が行われた。同法で、任期が満了していない議員も29日に任期が切れるものとされた。

首長・議会の任期は4年だから（地方自治法（以下「地自法」）93条）、任期満了に因る選挙が続けば、原則として1947年から4年ごとの年の4月に任期が満了するはずである。さらに特例法が毎回制定されたから、4月前後の統一対象期間に任期が満了する場合、選挙は統一選期日に行われた。選挙期日は1951年の統一選から（1947年のように首長と議会ではなく）都道府県と自治体で分けられた¹⁵。

しかし実際には、（退職等により）任期満了に因らない選挙が起きたり、（合併等で任期が延長されるなどの理由により）任期満了に因る選挙でも前回選挙から4年後ではなかったりするなどの理由から、統一選期日以外に選挙が行われることがある（これら逸脱理由の詳細は次節以降で説明

する）。任期の途中で選挙があった場合でも、次の任期は前の任期の残りではなく、4年の任期が選挙期日から改めて起算される（公選法258条、259条）¹⁶。そのため、一旦統一選から外れると、多くの場合、そこから任期満了に因る選挙が4年毎に続くなどして、以後の選挙も統一選でなくなり、その結果として2003年も統一選期日に選挙が行われなくなる。

但し、選挙が一旦統一選から外れても、また統一選に復帰することもあり得る¹⁷。統一選から逸脱するのと同様の理由で、前回選挙から4年後ではない時点で選挙事由が生じた場合、①特例法1条4項に該当すれば（選挙事由が生じた時期は統一選の年のおよそ2月中旬から4月前半まで）、選挙はその年の統一選に戻り、次の任期満了日は統一選期日から4年後の前日であり、次の必須統一対象期間に来る。②そうでなくても（例えば統一選の年のおよそ1月下旬から2月上旬までや5月に選挙事由が生じた場合など）選挙期日が統一対象期間にあれば、ほぼ、次の任期満了日は4年後の統一対象期間に来るから、次の任期満了に因る選挙は特例法1条1項により統一選となる¹⁸。③あるいはそもそも一旦統一選から逸脱した時の選挙自体が統一対象期間にあれば（例えば設置選挙など）、同じ理由で、次の任期満了に因る選挙は統一選となる。いずれかの経緯で統一選に復帰した後は、他の逸脱していない自治体と同様に、また逸脱のリスクにさらされ続けることになる。

以上を踏まえて本稿は、各非統一自治体について、統一対象期間に行われた（正確には次の任期満了日が統一対象期間にある）最後の選挙の次の選挙を「逸脱選挙」と呼び、統一選から逸脱した理由（以下「逸脱理由」）と時期（以下「逸脱時期」）を調査する¹⁹。但し合併・分立による自治

体設置当初から全く統一選がない場合は、最初の設置選挙を逸脱選挙とする。本稿の目的は、①逸脱理由が（2003年頃の投票率の他、歳出入・人口移動など、一連の自然実験プロジェクトで研究対象となる）被説明変数に（2003年の統一選の有無を介さず）直接影響するようなものではないこと、逆に②ほとんどの逸脱時期が過去数十年前であり、逸脱選挙に被説明変数が影響するとは考えられないこと、を示すことによって、2003年の統一選の有無は無作為割り当てと見なせることを論証することにある²⁰。

最後に、本研究が2003年の統一選に焦点を当てる理由を述べておく。平成の大合併によって新たに多くの自治体が2007年に統一選から逸脱した。さらに東日本大震災で大きく被災したところは2011年に統一選から逸脱した²¹。従って、2007年以降の統一選の有無は、今日のような政治・経済・社会的な背景要因の影響を受けており、もはやこれらの要因の分布が統一自治体と非統一自治体の間で同じとは言えなくなる。統一選の有無が多く背景要因と無関係である状況を自然実験として使いたいという本研究の関心からすれば、これは望ましくない。そこで本研究は次に新しい2003年の統一選を取り上げることにした。平成の大合併は1999年に開始されたものの、1999年の統一選から2003年の統一選までの間に新設合併により設置されたのは15自治体にとどまる²²。従って、平成の大合併は2003年の統一選の有無にほとんど影響していない。

(2) 自治体

本稿では、2003年の統一選期日に日本国政府の施政下に存在した3210の自治体のうち、1947年の統一選から一貫して（都道府県ではなく）自治体の統一選（表1の

3列目）が行われる可能性があった訳ではない次の105自治体を除いた、3105自治体（以下「対象自治体」）を調査の対象とする²³。

第1に、統一選が始まった1947年4月に日本国政府の施政下ではなく連合国軍の占領下にあった領域に、2003年の統一選期日に存在している、沖縄県の全52自治体、鹿児島県の15自治体、東京都小笠原村である²⁴。これらは1947年4月の統一選を行っておらず、日本に復帰した直後に行われた選挙から既に統一選から逸脱していた。

第2に、1947年4月には存在せず、その後新たにできた領土にある、秋田県大潟村である。同村が存在する領土は干拓で新たに作られたため、「大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律」（昭和39年法律106号）により村が設置されたが、首長・議会の設置選挙は、同法により自治大臣が指定する日以後とされ、結局（統一選がない）1976年に行われた²⁵。

第3に、東京都に23ある特別区である。1952年から1974年まで、地自法によって区長公選制が廃止された。1975年の統一選から復帰するが、区長選任制の期間は逸脱のリスクにさらされていなかった。なお区議会の統一選は、1967年と1971年のみ市町村とは別に都知事と同日に執行された（表1）²⁶。

第4に、2003年の統一選期日に13あった政令指定都市である。これらの統一選は特例法1条1項により、他の自治体とは別に都道府県の統一選と同時に実施される（表1、2列目）²⁷。

以上のうち最初の2類型と特別区長の選挙は、統一選から逸脱するか否かの経緯・メカニズムが他の自治体と異なる。また特別区と政令指定都市は、極めて都市的な領域で、経済・社会的な背景要因が他の自治

体と大きくかけ離れており、財政的にも豊かである。特別区と政令指定都市を対象自治体としなかったのはこうした事情が理由ではないが、結果として、統一自治体と非統一自治体との間で政治・経済・社会的な背景要因の分布を同じにするという自然実験に必要な前提が、より容易に満たされることになった。また（一連の自然実験プロジェクトで研究対象となる被説明変数に関する）選挙・財政・住民票の制度が他の自治体と異なるという点でも、分析対象に入らないことは好ましい²⁸。

謝辞

付録1（最終回に掲載）にある通り、本研究の資料調査にあたっては、各市区町村及び全都道府県の選挙管理委員会をはじめ、国立国会図書館、地方自治総合研究所、各都道府県立図書館、総務省自治行政局選挙部管理課、にお世話になった。本来ならば個別に調査結果をお送りして謝意を表すべき所ではあるが、誌面での掲載をもって御礼と報告に代えさせて頂きたい。この他、斉藤淳氏には2003年の統一選時点での自治体のリストを、和田淳一郎氏には神奈川県各自治体の戦後の選挙期日・事由を、それぞれ提供していただいた他、名取良太氏には各都道府県の『選挙の記録』等の収集作業で、田中翔一郎氏（当時福元ゼミ生）には2003年の統一選に関する各種資料間の相互チェック等で、各々協力していただいた。ここに記して感謝したい。

本研究に際して、日本学術振興会科学研究補助金、関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構共同研究経費、稲盛財団研究助成金、安倍能成記念教育基金学術研究助成金、学習院大学計算機センター特別研究プロジェクト、を受けた。関係各位に御礼申し上げます。

本研究の遂行にあたっては、数多くの研究補助者に助けていただいたが、ここでは特に、中沢与子、氏家美由子、関口直美の各氏のお名前を挙げて、謝意を表したい。また福元を担当する歴代の副手にもお世話になったが、とりわけ、延べ何千箇所もの照会に携わった室伏麻里子氏に感謝したい。

1 都道府県も統一選を行っているが、本稿では原則として扱わない。また「自治体」と書いていても、市・区・町・村の4つの範疇の一部しか含まないこともある。

2 Kentaro Fukumoto and Yusaku Horiuchi, "Mobilization and Participation: A Natural Experiment," paper prepared for delivery at the Annual Summer Meeting of the Society

for Political Methodology, New Haven, CT, July 23-25, 2009.

- 3 統一自治体は統一選期日に執行したが無投票の場合も含む。蓋し、無投票か否かは告示日（市は4月20日、町村は22日）にならないと最終的には確定しないのに対して、研究対象となる被説明変数はそれより前の現象であることが多いからである（ここでは4月13日の県議選の投票率）。しかも無投票か否かは、同時期の様々な政治・経済・社会的背景要因に影響されているので、もはや無作為割り当てと見なすことはできない。
- 4 自然実験でなくても、回帰分析で多くの政治・経済・社会的背景要因（事前変数と呼ばれる）を制御することによって、処置の効果を調べる研究はたくさんある。しかし、全ての関係する背景要因を正確に制御しないと、因果的効果の推定にバイアスが出るという問題がある（省略変数バイアスと呼ばれる）。実際には、これは不可避である。これに対して（自然）実験の場合、処置を割り当てられたグループと割り当てられていないグループの間で、全ての背景要因の分布が等しいことが期待される。従ってバイアスはない。自然実験について簡単な紹介として、福元健太郎「自然実験」薩摩順吉・大石進一・杉原正顕編『応用数理ハンドブック』（朝倉書店、2013年）、220-21頁、詳しくは、Thad Dunning, *Natural Experiments in the Social Sciences: A Design-Based Approach* (Cambridge: Cambridge University Press, 2012) を参照。なお本稿が都道府県の統一選を扱わないのは、観測数が47個しかなく自然実験として用いるには少なすぎることも一因である。
- 5 このプロジェクトを成す他の論文は現在、Kentarō Fukumoto and Yusaku Horiuchi, "Making Outsiders' Votes Count: Detecting Electoral Fraud through a Natural Experiment," *American Political Science Review*, Vol. 105 (2011), No. 3, pp. 586-603; Kentarō Fukumoto, Yusaku Horiuchi, and Shoichiro Tanaka, "Treated Politicians, Treated Voters: A Natural Experiment to Estimate Electoral Effects on Fiscal Expenditure," paper prepared for delivery at the Annual Meeting of the Midwest Political Science Association, Chicago, IL, March 31 - April 3, 2011; Kentarō Fukumoto, "Political Ticket-fixing," paper prepared for delivery at the Annual Meeting of the Midwest Political Science Association, Chicago, IL, April 11-14, 2013、である。なお（統一）地方選挙の有無を説明変数として用いた研究としては他に、荒木俊夫『投票行動の政治学保守化と革新政党』（北海道大学図書刊行会、1994年）、第1章第3節、今井亮佑「選挙動員と投票参加：2007年（亥年）の参院選の分析」『選

挙研究』25巻（2009年）1号、5-23頁、があるが、これらはいずれも統一選の有無を無作為割り当てとしては活用していない。

6 <http://www-cc.gakushuin.ac.jp/~e982440/research/>

- 7 但し例外として、必須統一対象期間に任期が満了する場合であっても、90日特例（1条1項、11自治体）あるいは合併（1自治体、2003年5月31日に議会の任期満了日が予定されていたが、5月1日に消滅し、1条3項が適用されない）のため、統一選が行われないことがある（首長で4自治体、議会で8自治体。なお以下の註も含め、自治体の数は、後述する対象自治体の中の数である）。

なお、任期満了日が統一選期日より前に来る場合、その間、欠員となった首長の業務は職務代理者が執行するが（地方自治法152条）、全議員が欠員となった議会は開会できない。次の任期は統一選期日から起算し（公選法258条、259条）、任期満了日は統一選期日の4年後の前日になる。逆に任期満了日が統一選期日より後に来る場合、現職が選挙後も（落選したとしても）任期満了日まで在任し、次の任期満了日は4年後の同じ月日になる。

- 8 実際には、2002年11月1日現在で首長（議会）の任期満了日が3月の任意統一対象期間に予定されていた44（14）自治体のうち、4（1）自治体しか統一選を行っていない。その理由としては、（予算を審議する定例議会が開かれる時期である）3月の任期満了日から4月末の統一選期日までほぼ1ヶ月以上も首長・全議員が欠員となるのを避けるため、ということが考えられる。以上のうち32（11）自治体は1963年までには統一選から逸脱しており、2003年に逸脱したのは1（0）自治体にとどまる。

なお、条文上は「3月1日から3月30日まで」とは明記されていないが、3月31日に任期が満了する場合、公選法33条1項により選挙ができるのは早くとも30日前の3月1日で、2月には執行できないため、統一選にシなくてはならない。

- 9 実際には、2002年11月1日現在で首長（議会）の任期満了日が6月の任意統一対象期間に予定されていた11（6）自治体のうち、6（4）自治体が統一選を行っている。

1条2項ができた経緯は次のようなものであった。1995年3月13日に公布・施行された「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（平成7年法律25号）により、兵庫県議会議員、神戸市議会議員、西宮市議会議員、芦屋市長・同市議会議員の任期が1995年6月10日まで延長され、これらの選挙が同11日に実施された。従って任期満了日は1999年6月10日であり、それまでの特例法では統一選にならないはずであった。しかし、これらの自治体から「統一地方選挙への復帰につ

いて強い要望」が出たため、6月の任意統一対象期間が1999年の特例法から加えられた（『衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録』2002年11月13日）。

- 10 必須統一対象期間と任意統一対象期間の違いを毎回厳密に書くのは煩瑣になるので（必要な場合を除き）敢えて避け、後に「2月選挙」の項でまとめて詳述する。

なお、統一対象期間に任期が満了しなくても、統一選期日に選挙が行われることがあり得る。1つは、特例法1条3項、4項によるものである（2002年11月1日現在で首長（議会）の任期満了日が統一対象期間に予定されていなかった13(1)自治体で、4項により統一選期日に選挙が行われている）。例えば、任期満了日が統一対象期間になかった市長が2月10日（4月1日の50日前）から4月10日（告示日の4月20日の10日前）までに退職・死去した場合、その選挙は（2月に行わなければ）統一選期日に行わねばならない。もう1つは特例法によらずに、新設合併に伴う設置選挙（7自治体）や90日特例による選挙（1自治体）を統一選期日に行うものである（田丸行雄「第15回統一地方選挙をふりかえって」『月刊選挙』56巻（2003年）7号、6頁。但し同稿で挙げられた事例のうち、静岡県静岡市長と山梨県南都町長の選挙期日は2003年4月13日であり、長野県開田村長の任期満了日は2003年6月5日であるため、本註における自治体数から除く）。これら8自治体と長野県開田村は、厳密に言えば（特例法1条による）統一選を行っていないが、統一選期日に選挙を行っているため、統一自治体に入る。そこで煩を避けるため、本稿ではこれらの選挙も統一選と見なしている。

- 11 但し、①特例法1条3項、4項が規定しない選挙事由が生じた時、②同項が規定する選挙事由が生じた時期が同項の条件を満たさない時は、3月1日から5月1日までの間（統一選期日を除く）でも選挙が執行されることがあり得る。①は具体的には、合併（2自治体）、90日特例（延べ4自治体）などである。②の選挙事由は、退職（4自治体）、死去（1自治体）、選挙無効（1自治体）などである。②の条件を満たさない時期とは、1月10日（3月の任意統一対象期間初日の3月1日の50日前）から2月9日（同項が条件とする4月1日の前日である3月31日の50日前）まで（但し解散なら1月20日から2月19日まで）、または告示日（市は4月20日、町村は22日、特例法2条）の5日前（3項が規定する、もともと任期満了日が統一対象期間に予定されていた場合）もしくは10日前（4項が規定する、もともと任期満了日が統一対象期間に予定されていない場合）より後、である。実際、3月1日から（統一選期日前日の）4月26日までに9（3）自治体で首長（議会）の選挙が執行された。4月28日から5月1日までは調査していないが、おそらく選挙はないと

思われる。

統一対象期間でも5月2日（6月1日の30日前）以降は、①②の他、③6月1日（6月の任意統一対象期間初日）から7月10日（6月の任意統一対象期間末日の6月10日の30日後）までの間に任期が満了する自治体の選挙が行われることがあり得る。実際、1999年の例になるが、5月2日から6月10日の間に、20（13）自治体が首長（議会）の選挙を行っている（必ずしも任期満了に限るとは限らない）。

- 12 法律名は1951年のみ「地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」である他は、全て2003年と同じである。また1955年の特例法が衆議院提出の議員立法である他は、全て内閣提出の政府立法である。現在の特例法1条3項は1951年から1959年にかけての特例法で作られ、1条4項は1959年の特例法で作られた後、2003年の特例法で合併が規定対象から外された。本稿で言及する昔の特例法及びその関連法令の多くは、自治省選挙部編『選挙法百年史』（第一法規出版、1990年）、1627-1665頁、に収められている。なお以下の叙述では、特に断らない限り、公選法や地方自治法は現行法を、特例法は2003年のものを、それぞれ参照しているので、条項や日数計算などが過去には違う数値になっている可能性がある。
- 13 選挙制度研究会編『統一地方選挙の手引 平成23年』（ぎょうせい、2011年）、1頁。なお同様の指摘が制度創設時にもなされている（鈴木俊一『鈴木俊一著作集 第1巻』（良書普及会、2001年）、163頁（初出は1947年））。この他、1951年の特例法の政府による提案理由では、特例法がないと選挙期日が3月上旬ないし4月下旬になり予算編成時期に当たるので、それを避けるため選挙期日を4月下旬以降に定めることに眼目があった（『衆議院地方行政委員会議録』1950年11月28日）。
- 14 自治大学校編『戦後自治史Ⅱ（昭和21年の地方制度の改正）』（自治大学校、1961年）、198-201頁。
- 15 1951年の特例法の政府原案・衆議院議決案では、首長と議会で選挙期日を分けていた。しかし参議院で都道府県と自治体で選挙期日を分けるように修正され、両院協議会を経て成立した（『地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案両院協議会議録』1951年1月30日）。
- 16 外国では、任期の途中で選挙があった場合、次の任期は前の任期の残りにとどまるため任期の周期は変わらない、という制度をよく見かける。日本でも、退職した首長が出直し選挙で再選した場合はそうになっている（公選法259条の2）。
- 17 例えば、群馬県選挙管理委員会「市町村選挙データ集」（<http://www.pref.gunma.jp/07/u0100412.html>、2015年1月8日閲覧）の「任期満了日の変遷に関する調べ（長）」「同（議員）」

- で、多くの具体例が見つかる。
- 18 「ほぼ」と断っているのは、3月1日に選挙を執行してそこから任期を起算する場合は、任期満了日が2月28日になり、統一対象期間とはならないからである。以後も同様である。
- 19 単純に、「統一選期日（あるいは統一対象期間）に行われなかった最初の選挙」と定義すると、その後で統一選に戻ってしまう場合を排除できない。また「統一選期日に行われた最後の選挙の次の選挙」と定義すると、前段落③のように統一選期日以外の統一対象期間に行われた選挙（以下「期間内選挙」）を含んでしまう。当該自治体が非統一自治体にあるということは、その後、任期満了以外の事由で統一対象期間外に選挙（以下「期間外選挙」）が行われたということである。期間内選挙がなくても期間外選挙があれば統一選から外れたままだが、期間内選挙があっても期間外選挙がなければ統一選に戻ってしまう。従って統一選から逸脱する実質的な原因となったのは期間外選挙だと言うべきだろう。そのためこのような定義を導入した。但し後述する2月選挙は例外である。
- 20 福元、前掲、「自然実験」の用語を使えば、①は事前変数バランス（註4に言う省略変数バイアスがない状態）、②は外生性を意味し、本稿は擬似無作為型の自然実験の典型例ということになる。被説明変数については註5を参照。
- 21 2011年3月22日に制定された「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（平成23年法律2号）に基づき、被災地（岩手県・宮城県・福島県・茨城県）内の自治体は、統一選の対象であっても、選挙期日を9月22日まで延期できた。統一選の対象でない被災地自治体も、同様に選挙期日を9月22日まで延期できるようになった（「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律55号））。その後、選挙期日は最長で12月31日まで再延期された（「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律92号、衆議院提出の議員立法））。
- 22 総務省「平成11年度以降の市町村合併の実績合併日順一覧」（<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>、2015年8月12日閲覧）
- 23 総務省「市町村数の推移表（詳細版）」（<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>、2014年11月22日閲覧）にもある通り、統一選期日には3187市町村が存在し、それに23特別区を足すと、3210自治体になる。なおこの中に、日本国政府が領有権を主張しているながらその施政下にはない北方領土にある6自治体（市町村自治研究会編『全国市町村要覧 平成15年版』（第一法規、2003年）、82-83頁）は入っていない。

- 24 鹿児島県の15自治体とは、名瀬市と大島郡（奄美諸島やトカラ列島）の自治体（1973年に大島郡から鹿児島郡に変わった十島村を含む）である。
- 25 秋田県大潟村「大潟村百科事典 大潟村の発足と発展」（<http://www.ogata.or.jp/encyclopedia/history/2-4.html>、2014年8月13日閲覧）。
- 26 これは、1965年以降都議会が統一選から逸脱し、1974年まで区長は選任制で選挙がなかったため、「選挙執行経費の節減がはかる等の観点から」取られた措置であった。東京都選挙管理委員会『昭和50年4月執行 地方選挙の記録』（東京都選挙管理委員会、1975年）、1、32頁。
- 27 政令指定都市制度が導入される前年の1955年の統一選で既に、5大市（「地方自治法第155条第2項の市の指定に関する政令」（昭和22年政令第17号）で指定された横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市）は他の自治体とは別で、都道府県の統一選と同日に執行された（表1）。
- 28 註5参照。

プロフィール

ふくもと けんたろう 学習院大学法学部教授。1972年生まれ。1995年、東京大学法学部卒業。博士（法学）。専門は政治学。著書は、『日本の国会政治 全政府立法の分析』（東京大学出版会、2000年）、『立法の制度と過程』（木鐸社、2007年）。

うえき ふとし 1986年茨城県生まれ。2012年学習院大学政治学研究科政治学専攻博士前期課程修了。特定課題研究に「統一地方選挙参加率の低下～市町村選挙において～」。

市町村選挙が統一地方選挙から 逸脱した時期と理由(2)

福元 健太郎 植木 太
(学習院大学法学部教授) (元学習院大学大学院生)

2 首長

非統一自治体に入る自治体は2,441あり、対象自治体のうち78.6%を占める。図1の太い実線は年度別の逸脱時期を示したものであり、1954～1956年度に多いことがわかる²⁹。ここでまず、主として20世紀半ばに起きた逸脱理由が何であれ、それらが半世紀後の投票率などの被説明変数に直接影響するとは、ちょっと考えにくいと言える。だがこれだけでは不十分なので、以下、個々の逸脱理由を検討する。

前述したように、前回統一選から4年後ではない時点で選挙事由が生じると、統一選から逸脱することがある。そこで逸脱理由を、資料から操作的に確定できるように選挙事由などによって法的に区別でき、かつ政治的に意味のある類型に分けて、該当する自治体の多い順に説明する(括弧内の百分率は、非統一自治体に占める当該事由の割合である)。なおこれらの事由が生じたら必ず統一選から逸脱するという訳ではなく、特例法1条3項に該当すれば統一選期日に選挙が行われる。

(1) 合併(1,037自治体、42.5%)

新設合併(または分立)があると、設置選挙が50日以内に行われる(公選法33条3項、117条)。

なお編入合併は、法的には新たな自治体

の設置ではなく、存続する自治体の首長の任期が途切れずに続くから、選挙を行う必要はなく、逸脱理由になることはない。しかし人心一新など政治的な理由から、編入合併や境界変更の後に、首長が退職し選挙が行われることはある。これは法的な選挙事由としても、本稿に言う逸脱理由としても、(合併ではなく、後述する)退職になる。但し退職による逸脱選挙の(例えば)3ヶ月前までに編入合併や境界変更があったのは、10自治体に過ぎない。

単なる市制施行・町制施行の場合も設置ではなく、首長の任期が途切れずに続くから、選挙は行われぬ。

逸脱時期は全体の傾向と同様1954～1956年度が多い(図1、太い点線)。言うまでもなく昭和の大合併による。

(2) 退職(829自治体、34.0%)

首長から退職の申立てがあった場合の選挙は50日以内に行われる(地自法145条、公選法34条1項、114条)。退職した理由は、政治的な行き詰まりやスキャンダルから本当に病気の場合まで多様であるが、真実の理由を操作的に(あるいは法的に)確定することは不可能なので、細分類はしなかった³⁰。

逸脱時期は1958年度までが極めて多く、以後順次減る(図2、細い実線)。この頃

図1 逸脱時期（首長・議会）

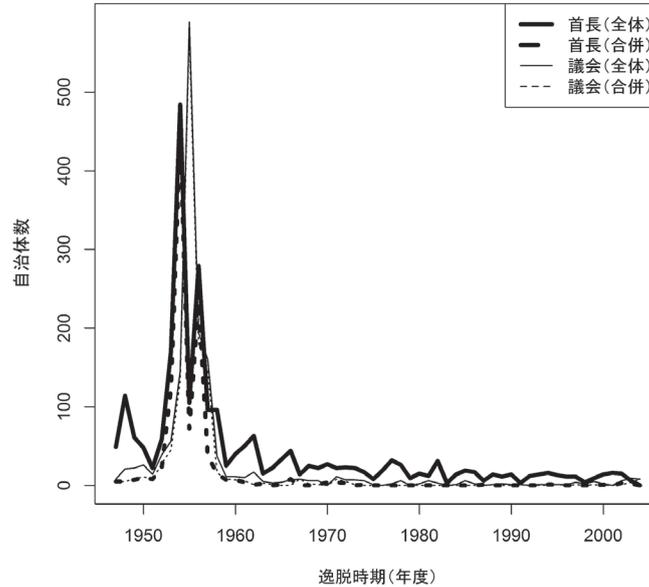
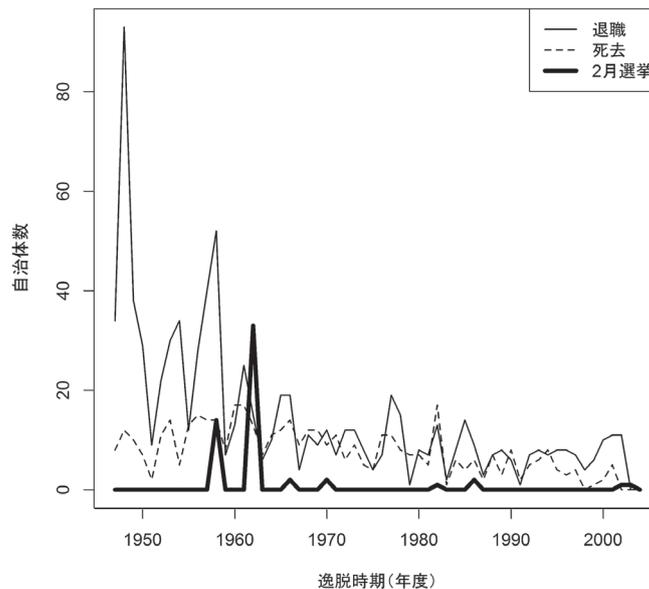


図2 逸脱時期（首長）



に特徴的な退職の理由をいくつか挙げておく。まず当時はまだ戦前の名誉職的な無給の首長像を引きずっており、負担に比べて魅力に乏しい自治体が少なくなかった。例えば「当時は食糧事情が著しく急迫しており町村長の最も重要な仕事であった供出米について非常に困却し、これが原因となって任期なかばで退職するものが続出」した³¹。また「月給安い」「村会にコズかれる」「という理由から村長職を辞めるもの

が目立った」³²。次いで、1949年頃、県議と兼職していた首長が、県議の職務に専念するため首長を退職する、というものが散見される³³。また1950年頃、現職の首長が、対立候補の準備不足を狙って不意打ち的に辞任し、現職に有利な選挙時期に選挙を行う事例が少なくなかったと言われる³⁴。

(3) 死去（444自治体、18.2%）

首長が死去すると、長が欠けた場合の選

挙が50日以内に行われる（公選法34条1項、114条）³⁵。なお逸脱選挙に限らず1984～1988年の市長の退任理由を見ると、1割は死去である³⁶。また国会議員が退任する理由の1割も死去である³⁷。

逸脱時期は概ね後になるほど少ないが、他の逸脱理由と比べて時間的変化は少ない方である（図2、点線）。また他の逸脱理由と違って、議会の逸脱理由や逸脱時期とも連動していない。首長が死去するのは政治的というよりは生物的要因によることを考えれば、こうした傾向は自然なことである。

(4) その他（131自治体、5.4%）

①2月選挙（56自治体、2.3%）

任期満了日が3月の任意統一対象期間にあり、選挙を統一選期日ではなく2月に行ったことによって逸脱し、その後統一選に戻らなかった場合、逸脱理由を2月選挙と呼ぶことにする。任期満了日が6月の任意統一対象期間にあったために5月に選挙を実施した場合も、理屈は同じなのでここに含めた（1自治体）。

逸脱選挙以後も任期満了に因る選挙がずっと2月であれば、任期満了日は任意統一対象期間のままであるから、統一選に戻る可能性が常にある（従って、選挙を統一選期日にしない選択を毎回する必要がある）。それにもかかわらず最初の2月の選挙をもって逸脱選挙とするので、これは前に述べた逸脱選挙の定義の例外になる。任期満了以外の事由による選挙が起きなければ、この状態が2003年まで続く。実際、このうち22自治体は2003年も2月に選挙を実施している。逆に、途中で一度でも統一選に戻ると、任期満了日が4年後の3月ではなく4月末になるので、もはや2月に選挙はできない³⁸。

逸脱時期は原理上統一選の前年度のみであり、1958年度と1962年度が多い（図2、

太線）³⁹。この理由は、統一対象期間の変遷（表1、第1回参照）と昭和の大合併にある。まず1951年3月に任期満了はあり得ない（1947年の統一選後初の任期満了日はどんなに早くても1951年4月4日であるため）。1955年は3月に任期満了なら必ず統一選となるから2月に選挙はできない。1959年は4月1日以降の必須統一対象期間しかないので、3月に任期満了の場合、2月か3月に選挙が執行される。1963年以降は、3月の任意統一対象期間が追加されたため、3月に任期満了なら2月に選挙をするか統一選になる。最も多かったのは、1955年1月11日（3月2日の50日前）から3月31日（4年後が3月の任意統一対象期間末日の3月30日）までの間に新設合併して、3月2日（4年後が3月の任意統一対象期間初日の3月1日）から3月31日までの間に選挙が行われ、任期満了日が1959年3月の任意統一対象期間になり、1959年か1963年から2月の選挙となった、というパターンである（37自治体）。

何故当時2月の選挙を選択したかの理由はよくわからない。考えられる理由としては、先に2003年の場合について説明したのと同様、約1ヶ月間も首長が欠員となるのを避けるため、ということがある⁴⁰。他に、「農業を基幹産業とする地域であり、統一選が行われる時期は農繁期となるため、当時の部落長会議で協議を行い農繁期に入る前の2月28日に行われることとな」ったという例もある⁴¹。

②不信任議決（20自治体、0.8%）

議会が首長に対して不信任議決をした場合、首長が議会を解散しない時、またはその解散後初めての議会で再び不信任議決があった時、首長は失職する（地自法178条）。すると長が欠けた場合の選挙が50日以内に行われる（公選法34条1項、114条）。こ

のうち15自治体では、3ヶ月前後までに解散による議会の逸脱選挙が行われている⁴²。

該当する自治体の数が少ないため、逸脱時期を年度別で示すとかえって傾向がつかみにくいので、統一選間の「選挙期」毎に、逸脱理由別の自治体数をまとめたのが表2である。例えば1951年選挙期は、1947年の統一選から1951年の統一選までの期間を指す。不信任議決の逸脱時期は、1963年選挙期までが多い。

③再選挙（17自治体、0.7%）

再選挙の事由は色々あるが（公選法109条）、実際に逸脱理由となったものは、前回選挙の選挙無効または当選無効が確定した場合、前回選挙が激戦で法定得票に達する候補者がいない場合（決選投票）、候補者がいない場合、である。再選挙は原則として選挙事由が生じてから50日以内に行われ、それが統一対象期間外であれば、任期は（当初の選挙ではなく）再選挙の期日から起算するので、4年後の任期満了日はほぼ統一対象期間外になる（公選法34条1項、259条⁴³）。但し、選挙無効または当選無効の場合、大抵は異議・審査・訴訟といった司法手続がとられ、これらの争訟が係属している間は再選挙ができないため（公選法34条3項）、疑義が呈された選挙から何年

も（場合によっては任期の4年以上）経ってから逸脱選挙が行われることもある。逸脱時期は1983年選挙期までである（表2）。

④リコール（14自治体、0.6%）

解職請求を受けてなされた解職の投票で過半数が同意した場合、首長は失職し、長が欠けた場合の選挙が50日以内に行われる（地自法83条、公選法34条1項、114条）。逸脱時期は1979年選挙期までである（表2）。なお、平成の大合併に際しては、リコールの多くは合併問題に伴うものであったが⁴⁴、本研究の調査対象では1自治体でリコールによる逸脱選挙から8ヶ月後に編入合併があった程度である。

⑤被選挙権喪失（12自治体、0.5%）

首長は被選挙権を失うと失職し、長が欠けた場合の選挙が50日以内に行われる（地自法143条、公選法34条1項、114条⁴⁵）。具体例を挙げれば、汚職等で禁固以上の刑に処せられた場合、収賄罪・利得斡旋罪や選挙犯罪で刑に処せられた場合、被選挙権を失う（公選法11条、252条。占領期に公職から追放された場合もここに含む）。逸脱時期は1975年選挙期までである（表2）。

表2 首長の逸脱理由別・逸脱時期別の自治体数

選挙期	不信任議決	再選挙	リコール	被選挙権喪失	合併協議	90日特例
1951	3	0	3	5	0	0
1955	2	3	4	0	0	0
1959	3	3	3	1	5	0
1963	5	3	1	2	0	0
1967	1	1	0	1	0	0
1971	0	1	1	1	0	0
1975	1	3	0	2	0	0
1979	2	2	2	0	0	0
1983	0	1	0	0	0	0
1987	1	0	0	0	0	0
1991	0	0	0	0	0	0
1995	0	0	0	0	0	0
1999	0	0	0	0	0	0
2003	2	0	0	0	0	1
2007	0	0	0	0	0	3

⑥合併協議（5自治体、0.2%）

「町村合併促進法の一部を改正する法律」（昭和30年4月1日法律11号、参議院提出の議員立法）により、都道府県の合併計画に含まれ、かつ合併促進協議会を置いている町村は、首長の任期が町村合併前に満了する時は、首長の任期が3ヶ月間（その期間内に町村合併が行われた時はその日まで）延長されることになった。さもなくば、合併「の手續が一時頓挫いたすこととなるのみならず、また、いたずらに重複して選挙を行う結果となり、その間に混乱も予想される」からである⁴⁶。大詰めに來ていた昭和の大合併を後押しする措置である。合併協議により新設合併が実現し、それに伴う設置選挙により統一選から逸脱する場合、逸脱理由は合併になる。しかし合併協議が不調に終わった場合、延長した任期が満了することに因る（1自治体は退職による）選挙が行われ、統一選から逸脱することがある（合併協議により編入合併が実現した場合も同様のはずだが、実例はなかった）。選挙事由は法的には任期満了（あるいは退職）であり、資料上も極めてわかりにくいのが、逸脱理由は合併協議とした⁴⁷。町村合併促進法が1956年に失効したこともあり、逸脱時期は1955年7～9月（1959年選挙期）のみである（表2）。

⑦90日特例（4自治体、0.2%）

首長と議会の任期満了日が90日より離れていない場合は、その間の所定の期間に、両者の選挙を同時に行うことができる（公選法34条の2、特例法1条1項）。但し首長・議会双方の任期満了日が統一対象期間（6月の任意統一対象期間を除く）にあると適用できない（特例法3条）。この規定は1997年の公選法改正（平成9年法律93号、衆議院提出の議員立法）から導入されたので、逸脱時期も1999年選挙期以降で

ある（表2）。

⑧不明（3自治体、0.1%）

北海道ニセコ町⁴⁸、宮城県雄勝町⁴⁹、福岡県犀川町⁵⁰は逸脱理由がわからなかった。

29 本稿では逸脱時期について月単位までの分析をするにとどめ、逸脱選挙の期日がわからない80自治体は、年月の確定をもってよしとした。117自治体は、逸脱選挙が行われた月もわからなかったため、次のようにした（年は全て確定できた）。原則として、選出された首長の就任日をあてた（78自治体）。但し合併による逸脱選挙は、合併期日から50日後の月をあてた（32自治体）。それでもわからない場合、選挙前の首長の退任日から50日後の月をあてた（3自治体）。それでもわからない場合、4月と見なした（4自治体）。

いくつかの自治体では逸脱選挙が2003年の統一選後に行われた。2003年に、3～4月の合併で設置されたり（2自治体）、6月の任意統一対象期間に任期が満了したり（1自治体）、90日特例（3自治体）を適用したりしたためである。これらの場合、1999年と2003年の統一選の間に1回も選挙がないことになる。

30 法的な文言は「退職」だが、資料等では、「辞職」「辞任」などいろいろな表現がある。但し後述する諸々の事由による「失職」は含まない。また資料で単に「退任」と書かれているだけでは退職としなかった。蓋し退任は単に就任の反対語であって、全ての選挙事由を含み得るからである。

31 小都勇二『高田郡選挙物語』（郷土史調査会郡山文庫、1959年、広島県立図書館蔵）、23頁。同様の事例として、退職でなく後述する被選挙権喪失の事例だが、徳島県小松島町長が、いも代替供出で懲役6月（2年間執行猶予）の判決を受け、失職した例がある（『徳島新聞』1948年11月23日）。

32 『信濃毎日新聞』1949年2月13日。

33 1947年に制定された地自法では、県議と自治体の首長の兼職は可能であったが、占領軍の意向により1948年改正法の衆議院修正で禁じられた（92条2項、141条2項）。但し、当時既に兼職している者についてはその任期限りで兼職を認めたから、この兼職禁止規定の導入によって退職を強制された訳ではなかった（自治大学校編『戦後自治史Ⅶ（昭和22・3年の地方自治法改正）』（自治大学校、1965年）、262-264、274頁）。しかし制度が変わったことを受けて、自ら退職した者が少なからずいたということである。

34 砂原庸介「政治の世界のタイミング 『選挙サイクル』の問題」『週刊東洋経済』2012年12月29日-2013年1月5日号、219頁。知事選についても同様の事情があった（八幡和郎『歴代知事三〇

- 人 日本全国「現代の殿さま」列伝』(光文社、2007年)、11頁)。筆者が知る範囲では、埼玉県熊谷市長の1955年2月20日の逸脱選挙について、現職市長が「抜き打ち的な早期選挙をねら」ったため、「噂された小林前県議会議長も繰上選挙のため出足遅れを恐れて出馬を断念」した、という例がある(『埼玉新聞』1955年2月6日、22日)。
- 35 資料で死去と明示されず、「首長が欠けた」とか「欠員」などと表記されているが、退職とも(後述する諸々の事由による)失職とも確認できない場合は、死去として扱っている。
- 36 辻山幸宣・今井照・牛山久仁彦編著『自治体選挙の30年『全国首長名簿』のデータを読む』(公人社、2007年)、116頁。
- 37 福元健太郎「国会議員の入場と退場：1947-1990」『選挙研究』19号(2004年)、107-108頁。
- 38 過去には、任期満了日が3月の任意統一対象期間に来た自治体のうち、2月に選挙を執行しないで統一選に乗った自治体は多数あったと思われるが、具体的な数はわからない。6月の任意統一対象期間の場合、一旦統一選に戻っても、任期満了日は任意統一対象期間のままなので、次の任期満了日に因る選挙は逸脱することがある。
- 39 1962年度を逸脱時期としたうち2自治体は、遅くとも1962年度から2月に選挙を実施していたことが資料上確かだが、論理的には1958年度から2月に選挙を実施していた可能性がある。6月の任意対象期間の場合は、統一選の(2003)年度になる。
- 40 註8参照(第1回に掲載)。なお1955年の統一選は、任期満了日が統一選の前である場合、任期を統一選まで延長するという手当が施された(「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」(昭和30年法律9号、参議院提出の議員立法))。統一選期日が1951年は4月23日、1955年は4月30日だから(表1、第1回参照)、該当する自治体は多数あった(『参議院地方行政委員会議録』1955年3月30日)。同様の問題は、1951年の統一選でも首長については存在した。
- 41 北海道岩見沢市選挙管理委員会事務局から(合併前の)北村についての回答(2010年8月10日)。北海道で逸脱理由が2月選挙である6自治体(1つを除き空知支庁)は、全て新設合併によって2月選挙になった訳ではなく、さらにこのうち5自治体は議会も同年に2月選挙を理由として逸脱した、という共通点があり、北村と同様の事情を抱えていたのかもしれない。
- 42 おそらくほとんどは首長による解散と思われるが、資料上明確なのは5自治体のみである。6自治体は資料上は失職とだけ記されていて、その理由が不信任議決と明記されている訳ではないが、3ヶ月前後以内に解散による議会の逸脱選挙があったため、不信任議決と見なした。2自治体は議会の逸脱選挙の方が(遅くとも1ヶ月)後であるが、選挙期日と退任日を取り違えている可能性もある。この15自治体以外の1自治体は、不信任議決を受けたことはわかったものの、選挙事由が失職(不信任議決から10日以内に解散しない場合)か退職(失職する前なら可能)かは不明であったが、逸脱理由は(退職でなく)不信任議決とした。
- 43 例えば統一選期日が4月30日の場合、再選挙が6月12日(4年後の任期満了日が6月11日)から6月19日(統一選期日から50日後で再選挙の期限)までに行われれば、4年後の任期満了日は統一対象期間にならない。
- 44 辻山・今井・牛山、前掲書、152-153頁。
- 45 資料上、被選挙権喪失による失職であることが明確でなくても、再選挙や不信任議決による失職でなければ、被選挙権喪失とした。
- 46 『衆議院地方行政委員会議録』1955年3月31日。
- 47 1自治体は、合併協議により任期延長したという確定的な証拠はないが、1955年1月に自治体間で合併協議が成立し、県議会で議決されないまま1955年8月に逸脱選挙が行われ、他に逸脱した理由が見当たらないので、逸脱理由を合併協議とした。
- 48 1950年9月1日に町制(当時の町名は狩太町)が施行された後、9月14日に初代町長・鈴木五十治が何らかの理由で退任し、10月28日に選挙が行われ、当時議会議長であった高瀬金次郎が当選した。これが逸脱選挙である。北海道選挙管理委員会事務局監修『市町村の選挙』(北海道市町村振興会、1995年)、78頁、狩太町史編纂委員会編『狩太町史』(狩太町、1960年)、213頁、ニセコ町史編さん委員会編『ニセコ町史』(ニセコ町、1982年)、827頁、ニセコ町百年史編さん委員会編『ニセコ町百年史』(ニセコ町、2002年)、上巻、302頁。
- 49 1949年4月に第3代(公選初代)町長・岩沢市四郎が退任し、5月に成沢豊之助が就任したことまではわかった(雄勝町役場企画課編『町政要覧 町制施行40周年記念』(雄勝町役場、1981年、宮城県立図書館蔵)、6頁)。従って、1949年5月に逸脱選挙が行われたはずであるが、選挙事由は不明である。なお雄勝町(現石巻市)の公文書は、東日本大震災に伴う津波により役場もろとも流失したが、その前に照会した時点で既に不明であった。
- 50 岩本元吉が1949年11月30日に退任した後、1950年3月13日に選挙が行われ、岩城平蔵が当選した。これが逸脱選挙である。本来、公選法34条1項により、前任の退任から50日以内に選挙が行われるはずだが、それを超えて間が空いている経緯も不明である(1つ考えられる理由は選挙争訟である)。なお岩本元吉が亡くなったのは1953年なので、死去が選挙事由でないことはわかっている。犀川町誌編集委員会編『犀川町誌』(犀川町、1994年)、638、644、1105頁。

市町村選挙が統一地方選挙から 逸脱した時期と理由 (3・完)

福元 健太郎 植木 太
(学習院大学法学部教授) (元学習院大学大学院生)

3 議会

非統一自治体に入る自治体の数は1504で、対象自治体のうち48.4%を占める。逸脱時期は、1955～1957年度が多い(図1、第2回参照、細い実線)⁵¹。

(1) 合併(1227自治体、81.6%)

新設合併(または分立)があると、設置選挙が50日以内に行われるのが原則である(公選法33条3項、117条)。しかし実際には、一連の合併特例法の在任特例により、合併前の旧自治体の議会の議員の任期を1年ないし2年を上限として延長し、そのまま合併後の新自治体の議会の議員とすることが多い⁵²。延長された任期の満了に因る逸脱選挙が(任期満了日前30日以内)に行われれば、選挙事由は任期満了だが、逸脱理由は合併とした。延長された任期が満了する前に選挙事由(総辞職、解散など)が生じて逸脱選挙が行われても、仮に任期が満了しても逸脱選挙になっていた場合には、逸脱理由は(総辞職や解散などではなく)合併とした。

なお編入合併は、存続する自治体の議会の任期が途切れずに続くから、定数全員の一般選挙を行う必要はなく、逸脱理由になることはない⁵³。但し政治的な理由から、議会の議員が総辞職し選挙が行われることはある。これは選挙事由としても逸脱理由

としても(合併ではなく、後述する)総辞職になる。もっとも、総辞職による逸脱選挙の3ヶ月前までに編入合併や境界変更があったのは、8自治体に過ぎない。

逸脱時期は全体の傾向と同様1955～1957年度が多い(図1、第2回参照、細い点線)。首長よりも1年遅いのは、前述したように議会の任期を(1950年代当時上限だった)1年まで延長してから逸脱選挙になることが多いからである。

合併を機に首長・議会の両方が逸脱することは多い。首長・議会ともに逸脱理由が合併である自治体は763あり、これは首長(議会)の逸脱理由が合併である自治体の73.6%(62.2%)を占める。

(2) 解散(161自治体、10.7%)

議会が解散するのは次の3通りである。第1に、議会が首長の不信任決議をし、首長が議会を解散した場合である(地自法178条1項)。第2に、住民による議会の解散請求(リコール)が住民投票で過半数の同意を得た場合である(地自法13、76、78条)。第3に、議会において、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意により、解散を議決した場合である(「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」(昭和40年法律118号、衆議院提出の議員立法)による自主解散)。解

散に因る一般選挙は（他の選挙事由と異なり）40日以内に行われる（公選法33条2項）。

資料上、解散事由が確定できた自治体の数は、首長による解散が16、リコールが11、自主解散が3である⁵⁴。残る131は解散事由が不明であるが、多くは首長による解散と推察される。何故なら、解散による議会の逸脱選挙に前後して、不信任議決ないし退職による首長の逸脱選挙が相当あったからである。具体的には、10自治体では（定例議会の平均的な開催間隔である）3ヶ月前後内に不信任議決による首長の逸脱選挙が行われている⁵⁵。また退職による首長の逸脱選挙が、解散による議会の逸脱選挙から見て、①同月にあるのが14自治体、②3ヶ月後までにあるのが9自治体、③3ヶ月前までにあるのが4自治体である。つまり、①不信任議決を受けた首長は議会を解散すれば法的には失職しなくて済むが政治的に自ら退職（して次の選挙に立候補）したり、②解散後の初議会で再不信任議決を受けることなく退職したり、③首長が退職に追い込まれて選挙が行われても（おそらくは同じ首長が再選されて）政治的対立が解消せず不信任議決を受けて議

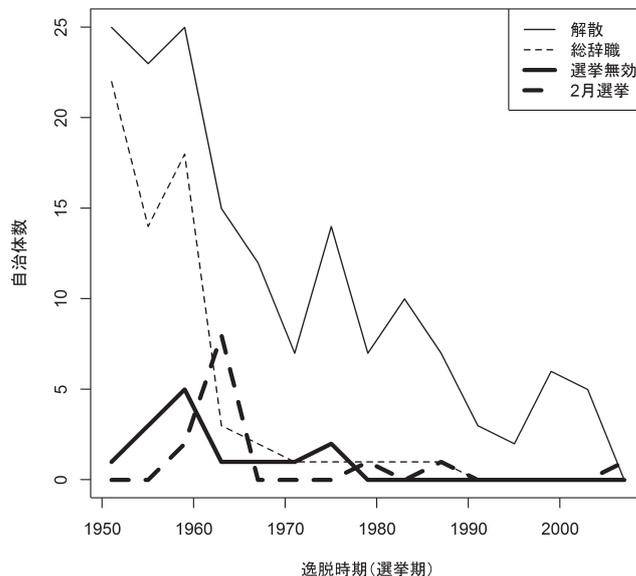
会を解散したりすることがある、ということである。さらに、解散による議会の逸脱選挙に前後して行われた、不信任議決ないし退職による首長の選挙の数は、逸脱選挙でないもの（つまり既に逸脱していた自治体）も含めれば、もっと多いと考えられる。

逸脱時期を選挙期で示したのが図3である（細い実線）。解散による逸脱時期は1959年選挙期までが多く、以後順次減っていることがわかる。なお、平成の大合併に際しては、解散の多くが合併問題に伴うものだったが⁵⁶、本研究の調査対象では1自治体で解散による逸脱選挙から10ヶ月後に編入合併があった程度である。

(3) 総辞職（64自治体、4.3%）

全ての議員が退職するなどして欠員となった場合、議員がすべてない場合の一般選挙が50日以内に行われ、任期は改めて選挙期日から起算される（公選法34条1項、116条、258条）。これに対して、議員の一部が欠員となった場合は補欠選挙が行われ、選出された議員の任期は前任者の残任期間であるから（公選法113条、260条）、逸脱理由になることはない。全議員が欠員とな

図3 逸脱時期（議会）



る実際の理由は、編入合併・境界変更⁵⁷、リコール運動（但しリコールが成立して失職する前）、首長に対する不信任議決（但し首長が解散する前）⁵⁸、その他様々な政治的事情により、全てを確定するのは資料上困難なので、全て一括して逸脱理由は総辞職とした⁵⁹（但し後述する選挙無効は確定できるので除く）。なお退職による首長の逸脱選挙が、総辞職による議会の逸脱選挙から見て、同月にあるのが19自治体、3ヶ月前までにあるのが5自治体、3ヶ月後までにあるのが2自治体であり、これらは首長と議会の間で政治的対立があったと推察される。

逸脱時期は1959年選挙期までが多く、以後はあまりない（図3、細い点線）。

(4) その他 (52自治体、3.5%)

① 選挙無効 (14自治体、0.9%)

選挙無効により全ての議員が欠員となった場合、（首長と違って再選挙ではなく）議員がすべてない場合の一般選挙が原則として50日以内に行われる（公選法34条1項、116条）。但し選挙期日に例外があるのは、首長の再選挙（選挙無効・当選無効）の場合と同じである。

逸脱時期は1955、1959年選挙期が多く、1975年の統一選以降はない（図3、太い実線）。このうち5自治体では同日に（選挙無効や当選無効に伴う）再選挙による首長の逸脱選挙が行われたから、激しい政治的対立があったことが窺われる。逸脱選挙でないものも含めて、選挙無効や当選無効による首長の再選挙を数えれば、もっとあるかもしれない。

② 合併協議 (14自治体、0.9%)

制度的な説明は首長の場合と同じである⁶⁰。なお延長された任期が満了する前に総辞職した場合、選挙事由は総辞職だが、逸脱理由は合併協議とした（3自治体）。

逸脱時期は全て1955年7～9月である。首長の逸脱理由が合併協議であった5自治体は全て、議会も合併協議により逸脱している。

③ 2月選挙 (13自治体、0.9%)

制度的な説明は首長の場合と同じである。これらの自治体は全て首長選挙も逸脱している（従って2003年に統一選にしても特に経費削減にならない）。11自治体は2003年も2月に選挙を実施している（1自治体は任期満了日が6月の任意統一対象期間にあったため、5月に選挙を実施）。該当自治体数が首長の場合よりも少ないのは、1955年の春に新設合併しても、議会は任期を延長して1956年までに合併を理由として逸脱することが多かったからだと思われる。逸脱時期は1963年選挙期が多い（図3、太い点線）⁶¹。

④ 90日特例 (10自治体、0.7%)

制度的な説明は首長の場合と同じである。これらの自治体は全て首長選挙も逸脱しているが、その中で90日特例によるものはない。逆に、首長の逸脱理由が90日特例である自治体も、全て90日特例以外の理由で議会選挙も逸脱している。首長・議会双方の任期満了日が統一対象期間（6月の任意統一対象期間を除く）にあると90日特例は使えないので（特例法3条）、これは当然の結果である。逸脱時期は首長同様1999年選挙期以降のみである。

⑤ 不明 (1自治体、0.1%)

東京都青ヶ島村のみ逸脱理由がわからなかった⁶²。

おわりに

当初全自治体が参加していた統一選から自治体が逸脱していった理由の内、最も多かったのは昭和の大合併であった。但し、大合併の集中した1955年春は統一選の統一対象期間でもあったように、合併したか

らといって必ず逸脱する訳ではなかった。逆に合併しなければ逸脱しない訳でもなかった。退職・死去（首長）、解散・総辞職（議会）など実に多様な理由で、相当数の自治体が統一選から逸脱していった。これらの逸脱理由はいずれも、2003年の投票率などの被説明変数に（2003年の統一選の有無を介さず）直接影響するようなものではない。

また自治体が統一選から逸脱した時期は、合併の場合は1950年代半ばに集中しており、他の逸脱理由の場合もほとんどは数十年前もの昔であった。さらに合併の期日を決める際に、統一選から逸脱する否かが論点になった事例は寡聞にして知らない（平成の大合併では、予算・決算事務などの各種事務事業や住民サービスを執行する上で支障がないか、といったことが論点になった⁶³）。従って、2003年の統一選の有無に被説明変数が影響するとも考えられない。

以上から、2003年の統一選期日に首長あるいは議会の選挙を執行したか否かは、自然実験における無作為割り当てとして使うことができる、と結論できる。

付録 1 調査方法

ここで、本研究がおおよそどのような手順で逸脱選挙を調べたかを記しておく。論理的には、筆者が直接参照した資料や、筆者の照会に対する自治体からの回答が全て正しければ、どのような順序で調査しても結果は変わらないはずだが、実際はそうとは限らないためと、今後似たような資料を調査する方の参考に供するためである⁶⁴。

2003年に統一選を行っているか、そうでない場合の直近の選挙期日がいつかは、首長については、総務省自治行政局選挙部『平成15年4月執行 地方選挙結果調』（2004年）に掲載されている「市区長に関する調」「町村長に関する調」でわかる⁶⁵。

同様に過去の選挙期日も、（2003年現在ではなく選挙当時の）市については全て、町村は1983年まで、遡れる（市の選挙期日は、自治省選挙局『選挙年鑑 昭和33年・34年』（自治省選挙局、1960年）、214-219頁、自治省選挙局『選挙年鑑 自昭和35年 至昭和38年』（自治省選挙局、1964年）、306-321頁、も参照した）。議会については、総務省「平成15年中における地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了に関する調」（2003年1月1日）に記載された任期満了日が2003年の統一対象期間に入っているか否かと、2003年に統一選が行われたか否かは、ほとんどの場合に一致する（本稿における首長・議会の任期満了日もこの資料に拠る）。しかし同調は2002年11月1日現在の資料であり、その後選挙事由が生じた場合（特例法1条3項、4項参照）、あるいは任意統一対象期間の場合は、一致しなくなることがあるから、他の資料で確認する必要がある。さらに以上の資料には、首長も議会も選挙事由は掲載されていない。そこで首長と議会それぞれについて、逸脱選挙の時期と理由を以下の手順で調査した。なお合併の期日は、市町村自治研究会編『全国市町村要覧 平成15年版』（第一法規、2003年）を参照した。

まず2007年8月頃に総務省（自治行政局選挙部管理課）に情報公開請求したところ、そのようなことがわかる資料はないとの回答だった。そこで、2008年5月頃に全都道府県の選挙管理委員会に問い合わせをすると、ところによっては相当の情報が得られたが、全ての記録を持っているところはほとんどなかった。また同じ頃に国立国会図書館で各県の『選挙の記録』（あるいは同種の資料）を閲覧し、調査は大分進んだが、昭和30年代までしか遡れず、丁度たくさん逸脱選挙が起きた昭和の大合併を捕捉できなかった。2009年3月頃か

ら数ヶ月間にわたり地方自治総合研究所を訪問し、同研究所が作成している地方選挙の資料を閲覧させていただき、不明箇所がかなり判明したが、逸脱選挙の時期と理由が完全に分かった自治体はまだ半分に満たなかった。

こうして結局、各自治体の選挙管理委員会に照会するしかないことがわかり、2009年5月頃から始めた。パズルを解くように、論理的に逸脱時期や逸脱理由の可能性をつぶしていき、ある程度特定した上で再照会したり、改めて正式に公文書開示請求等したりすることもしばしばであった。選管だけでなく、人事担当部局や議会事務局に、(人事台帳や議事録などを通じて)任期・就任事由・退任事由を尋ねることもあった。また公史を担当する部局からお返事を頂戴することもあった。このように自治体に照会する作業は、脱稿直前まで断続的に行われたが、主に2009年秋から2010年春にかけてと2011年夏に集中的になされた⁶⁶。この過程で総務省や各都道府県に追加の照会をかけたこともあった。

2010年夏の時点でも全容が判明しない自治体が200以上残った。そこで各自治体の公史(『〇〇市(〇十年)史』といった類のもの)を各大学・公立図書館・国会図書館から借り出した(ちなみにこうした公史の中には、平成の大合併に伴う消滅に際して刊行されたものも散見された)。それでも分からないところは、2011年5月頃から各都道府県立図書館のレファレンス・サービスに調査を依頼した。最終的に2011年秋から、国立国会図書館で地方紙や全国紙地方版にあたった(電子ファイルの検索などできないので、(マイクロフィルムを)目視で調査した)。

なお付言すると、選挙の情報は、都道府県・市区町村によって実に区々の様式で記録されている。政策決定が中央集権である

ことはよく指摘されるが、こと政策執行については不必要なまでに地方分権が進んでいる⁶⁷。

付録2 主たる参照資料

付録1の通り、本研究で参照した資料は膨大な数に上るため、ここでは、今後同様の調査をする方にとっても参考になりそうな、(部内資料ではなく)公刊されて図書館などに入っているものを中心に、都道府県毎に数年分の選挙をまとめている資料を紹介するにとどめたい(『選挙の記録』等は除く)。(五十音順ではなく)都道府県順、次いでそれ以外のものを挙げる。なおこれら以外に、岩手、福島、栃木、群馬、新潟、岐阜、兵庫、島根、愛媛、福岡、長崎、熊本、鹿児島各県選管には、(完全ではないが)昭和の大合併以前からのかなりまとまった部内資料または選挙台帳などの原資料があり、情報公開請求等を通じて入手できた。

- ・北海道選挙管理委員会事務局監修『市町村の選挙』(北海道市町村振興会、1995年)
- ・北海道選挙管理委員会事務局「市町村における長の選挙結果(S22～現在)」(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/senkyokankeidate/shityousonsenkyokekka.htm>、2015年5月26日閲覧)
- ・北海道選挙管理委員会監修・山本紘照著『北海道選挙大観 改訂増補版』(第一法規出版、1950年)
- ・茨城県選挙管理委員会『選管25年のあゆみ』(茨城県選挙管理委員会、1973年)
- ・茨城県選挙管理委員会『三十年のあゆみ』(茨城県選挙管理委員会、1978年)
- ・栃木県『栃木県町村合併誌』(栃木県、1955-1958年)
- ・群馬県選挙管理委員会「市町村選挙データ集」(<http://www.pref.gunma.jp/07/>)

u0100412.html、2015年1月8日閲覧)

- ・東京都島嶼町村会『伊豆諸島東京移管百年史』上下巻(東京都島嶼町村会、1981年)
- ・新潟県総務部地方課編『新潟県市町村合併誌』上下巻(新潟県自治行政会、1962年)
- ・富山県選挙管理委員会『富山県市町村選挙結果調(昭和22年～平成12年)』(富山県選挙管理委員会、2000年)
- ・山梨県自治名鑑編集委員会編『山梨県自治名鑑 地方自治法施行30周年記念』(山梨県地方自治法施行30周年記念事業実行委員会、1977年)
- ・信濃毎日新聞社出版部『長野県の選挙』(信濃毎日新聞社、1991年)
- ・静岡県選挙管理委員会『静岡県の選挙記録 明治・大正・昭和』(静岡県選挙管理委員会、1968年)
- ・愛知県選挙管理委員会『愛知の選挙二十年 地方選挙篇』(愛知県選挙管理委員会、1966年)
- ・愛知県選挙管理委員会『愛知の選挙二十年(Ⅱ) 地方選挙篇』(愛知県選挙管理委員会、1989年)
- ・三重県選挙管理委員会『三重県選挙誌』(三重県選挙管理委員会、1972年)⁶⁸
- ・滋賀県市町村沿革史編さん委員会編著『滋賀県市町村沿革史』(弘文堂書店、1988年)
- ・大阪府選挙管理委員会『昭和22年～平成19年執行 大阪府知事・市町村長選挙結果一覧』(大阪府選挙管理委員会、刊行年不明)
- ・兵庫県選挙管理委員会『選挙15年』(兵庫県選挙管理委員会、1962年)
- ・兵庫県選挙管理委員会『兵庫の選挙 40年のあゆみ』(兵庫県選挙管理委員会、1986年)
- ・兵庫県選挙管理委員会『兵庫の選挙 55年のあゆみ』(兵庫県選挙管理委員会、2002年)

- ・和歌山県選挙管理委員会編『選挙20年の記録』(和歌山県選挙管理委員会、1966年)
- ・山口県選挙管理委員会『山口県選挙史』(山口県選挙管理委員会、1981年)
- ・熊本県選挙管理委員会『熊本県の選挙20年の歩み 昭和21年～昭和42年 選挙管理委員会制度20周年記念誌』(熊本県選挙管理委員会、1968年)
- ・熊本県選挙管理委員会『熊本県の選挙30年の歩み 昭和21年～昭和52年 選挙管理委員会制度30周年記念誌』(熊本県選挙管理委員会、1978年)
- ・熊本県選挙管理委員会『熊本県選挙の歩み追録 昭和53年～昭和62年』(熊本県選挙管理委員会、1988年)
- ・鹿児島県選挙管理委員会『鹿児島県選挙管理委員会のおゆみ』(鹿児島県選挙管理委員会、1977年)
- ・沖縄戦後選挙史編集委員会編『沖縄戦後選挙史』(沖縄県町村会、1983-1996年)
- ・四國都市選挙管理委員会連合会『四國十三市選挙史』(四國都市選挙管理委員会連合会、1954年)
- ・歴代知事編纂会編『日本の歴代市長』全3巻(歴代知事編纂会、1985年)

なお次のウェブサイトは、公的資料ではないのでデータの確定には使わなかったが、補助的な資料として有益であった。

- ・「選挙じゃんじゃん」(<http://www.senkyo.janjan.jp/>、現在は廃止)
- ・「市区町村の変遷情報」(<http://uub.jp/upd/>、2015年5月26日閲覧)
- ・「総務省地方公共団体コード一覧表」(<http://www.tt.rim.or.jp/~ishato/tiri/code/code.htm>、2015年5月26日閲覧)

51 本稿では逸脱時期について月単位までの分析をするにとどめ、逸脱選挙の期日がわからない97自

自治体は、年月の確定をもってよしとした。144自治体は、逸脱選挙が行われた月もわからなかったため、次のようにした（年は全て確定できた）。原則として選出された議員の就任日をあてた（51自治体）。但し合併後全ての選挙が統一選ではなく、資料上で合併後最初の選挙が合併から1年以内にある場合、その選挙を逸脱選挙とした（理屈上は合併とその選挙の間に別の選挙があった可能性は否定できないが、いずれにしても逸脱理由は合併である。36自治体）。それでもわからない場合、最初の議長の就任日（16自治体）または最初の会議の日（3自治体）をあてた。それも不明で逸脱理由が合併ならば、選挙前の議会の延長任期満了日（12自治体）または議長の退任日をあてた（4自治体）。それでもなおわからない場合、（一度逸脱した後は任期満了に因る選挙が続くことが多いので）資料上で最も古い選挙の月（7自治体）、または1999年の統一選から2003年の統一選の間に行われた選挙の月（15自治体）とした（いずれも全て逸脱選挙の年から4の倍数年後）。

いくつかの自治体では逸脱選挙が2003年の統一選後に行われた。2003年に、3～5月の合併で設置されたり（12自治体）、90日特例（4自治体）を適用したり、6月の任意統一対象期間に任期が満了したり（1自治体）したためである。

52 任期延長の上限は、町村合併促進法（昭和28年法律258号、参議院提出の議員立法）は町村について1年とし（1956年に失効）、「市の合併の特例に関する法律」（昭和37年法律118号）は市について2年とした（新産業都市建設促進法（昭和37年法律117号）による市町村合併も2年）。「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律6号）は市町村について1年としていたが、1995年の改正で2年とされ、これが2003年現在も有効だった。

こうした在任特例を制定した理由は、合併前の旧自治体の議員の抵抗を和らげることと、合併後の新自治体の計画を円滑に進めることにあった。町村合併促進法案の説明によれば、「合併が実現すると、今までの議員の職を失う、こういうことが非常に現職の議員連中の感情を刺激していたというような関係で、どうも癪になつていた」「ひとたび合併すると、先ほど申し上げました通り、合併の建設計画等も自分の手でこれが行えない、こういう一つの悲哀がある。そこで特にこの建設計画の変更等を要するような場合に、合併が実現したのちに変更する場合には町村の議会の議決を要する。その場合に、合併をするまでに骨を折つた議員議員君が、そのまま残つていれば忠実にその計画協議等を議しますが、この代がかわると、自然、勢力というか、分野、これも変わりますので、いろいろな問題が起つて来る」と考えられていた（『参議院地方行政委員会町村合併促進に関する小委員会議録』1953年6月23日）。但し参議院議決案が任期延長の上限を2年としていたのに対し、

衆議院が1年に修正したものが成立した。また「市の合併の特例に関する法律」で上限を2年に引き上げたのは、「すでに相当な実力を持ったもの同士の合併」であることを理由としていた（『衆議院地方行政委員会議録』1962年4月20日）。

53 一連の合併特例法の定数特例を用いて、存続しない自治体の分の増員選挙（公選法91条3項）を行うことはある。

54 今回の調査では解散事由を特に照会しておらず、選挙事由として解散を挙げる際に解散事由も付記している自治体を数えたにとどまる。従って、解散事由を問い合わせれば、もっと多くの自治体で判明すると思われる。同様の理由により、リコールを遺漏なく捕捉できないので、首長と違い別範疇の逸脱理由としなかった。また不正確な資料もごく一部だけ見受けられた。例えば、総辞職を（自主）解散としたり、解散請求が出た後だが投票に付す前に総辞職した場合でも選挙事由をリコールとしたりした誤りがあった（これらは総辞職とした）。

逸脱理由として自主解散が僅かであるのは、多くの場合、多数決で自主解散しなくても、全会一致で総辞職が成立するからである。そもそも自主解散制度が法定されたのは、1965年に汚職事件が問題となった東京都議会で、辞職に反対した議員がおり総辞職できなかったためである（坂本孝治郎「東京都議会の運営と機能：1965年『刷新都議会』を中心として」村松岐夫編『シリーズ東京を考える② 東京の政治』（都市出版、1995年）、第1節）。

55 前述した（2（4）②）、不信任議決による首長の逸脱選挙から見て3ヶ月前後内にあった、解散による議会の逸脱選挙の数（15）と異なるのは、ここでは解散事由が不明のものに絞っているためである。

56 辻山・今井・牛山、前掲書、154-155頁。

57 7自治体は逸脱理由が（最長でも10ヶ月前の）編入合併か境界変更であることが資料上明らかである。それ以外にも4自治体で編入合併または境界変更から3ヶ月以内に総辞職による逸脱選挙がある。なお、平成の大合併に際しては、総辞職のあった4自治体全てが合併問題に伴うものであった（辻山・今井・牛山、前掲書、154頁）。

58 但し、総辞職による議会の逸脱選挙があった自治体の中で、不信任議決による首長の逸脱選挙があったところはない（不信任議決による首長の選挙であるが逸脱選挙でないものは、あった可能性がある）。

59 1自治体は、資料上は「総辞職」でなく単に「辞職」と書かれていた。

60 合併協議により任期延長したという確定的な証拠はないが、1955年8月に逸脱選挙が行われ、他に逸脱した理由が見当たらない場合、逸脱理由は合併協議とした（6自治体）。このうち2つは1955年5～7月に編入合併している（選挙事由

- は任期満了)。別の2つは、1955年の統一選の頃に合併協議が行われていたことまでは確認できた。
- 61 1963年選挙期を逸脱時期としたうち1自治体は、遅くとも1962年度からは2月に選挙を実施していたことが資料上確かだが、論理的には1958年度から2月に選挙を実施していた可能性もある。
- 62 青ヶ島村が提供した資料により、逸脱選挙は1949年8月12日に行われたこと、12名の議員のうち8名が同年3月11日に、さらに1名が4月13日に退職したことまではわかった。ちなみに村長も3月9日に退職している（但し村長の逸脱選挙はこれより早く1947年12月に起きている。東京都島嶼町村会『伊豆諸島東京移管百年史』（東京都島嶼町村会、1981年）、上巻、1004頁、下巻、1284頁）。村議会議事録を読むと、同村が船を購入する際の資金を争点として政治的対立があったようである。なお1949年3月12日から同年8月12日までの間に村議会議事録はない。
- 63 例えば、市町村自治研究会編『合併協議会の運営の手引 市町村合併法定協議会運営マニュアル』（ぎょうせい、2001年）、48、129頁、八代地域市町村合併協議会「協議第7-2号（再提案）合併の期日について」（2004年3月23日、<http://ns2.yatsushiro.org/8shiro8/shiryo/15/7-2gappei%20kijitu%20.pdf>、2015年5月25日閲覧）、西根町・松尾村・安代町合併協議会「協議第3号（継続協議）合併の期日について（協定項目2-2）」（2004年8月11日、http://www.city.hachimantai.lg.jp/gappei/log/04/04-05_discuss03.pdf、同上）、安曇野地域合併協議会「協議第6号 参考資料 合併の期日についての基本的事項」（2004年9月14日、<http://www.city.azumino.nagano.jp/a-gappei/Material/pdf/no3/3-0702.pdf>、同上）などを参照。
- 64 例えば、逸脱選挙でない選挙を逸脱選挙としているとか、告示日を選挙期日としているなどといった誤りがあった。
- 65 http://www.soumu.go.jp/main_content/000164115.pdf（2015年5月25日閲覧）。但し、2003年に統一選を行っていない場合に直近でない選挙期日が記載されているなど、誤りが判明した時は、修正した。
- 66 この自治体に対する照会の過程では、実に多くの職員の方が、お忙しい中多大な労力を割いてくださった。やや余談になってしまうが、例えば、（合併前の旧自治体の役場であった、合併後の新自治体の支所の）倉庫にわざわざ出向いて昔の資料（執務資料の他、広報資料、新聞記事なども含む）の山をひっくり返したり、退職された職員や首長の遺族から当時の事情を聞き取ったりするなどして、回答して下さることも少なくなかった。自治体の底力を感じた次第である。なおこの調査については、『週刊朝日』2013年4月26日号、126頁「衝撃！約300の地方自治体で消えていた選挙記録」、『朝日中学生ウィークリー』2013年4月28日号、で紹介していただき、福元健太郎「私の視点 失われた選挙記録 様式を統一し、永久保存を」『朝日新聞』2013年7月5日、でも言及している。
- 67 福元、前掲、「失われた選挙記録」。
- 68 但し1955年の統一選については、実際には執行していない自治体が資料上は多数執行したことになる誤りがある。